

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ロー（1））の 認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ロー（1））の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（原油高関連）

【認定要件】

1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合であって、次の要件を満たす中小企業者。

- ① 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること。
 - ② 最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月と比較して20%上昇していること。
 - ③ 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期を上回っていること。
- ※ 原油等とは、原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）を指します。
なお、石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や備車費は含みません。

【提出書類】

<個人事業者>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 売上高等報告書に記入する各売上が確認できるもの
（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④ 営んでいる事業が全て指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など
（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑤ 最近1か月間及び前年同期の原油等の平均仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑥ 最近1か月の売上原価のわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑦ 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（仕入帳、試算表、売上台帳等）
- ⑧ 直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑨ 許認可の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑩ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 売上高等報告書に記入する各売上が確認できるもの
（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④ 営んでいる事業が全て指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など
（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑤ 最近1か月間及び前年同期の原油等の平均仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑥ 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（仕入帳、試算表、売上台帳等）
- ⑦ 直近の決算書（申告書）の写し
- ⑧ 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑨ 許認可の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑩ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】 江南市役所 商工観光課 商工G
0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ロー（2））の 認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ロー（2））の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（原油高関連）

【認定要件】

指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、次の要件を満たす中小企業者。

- ① 最近1か月における指定事業の売上原価が企業全体の売上原価の20%以上を占めていること。
 - ② 最近1か月における指定業種の原油等平均仕入単価が前年同月と比較して20%上昇していること。
 - ③ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること。
 - ④ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期を上回っていること。
- ※ 原油等とは、原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）を指します。
なお、石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や備車費は含みません。

【提出書類】

<個人事業者>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、売上高等報告書に記入する各売上が確認できるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑤ 最近1か月間及び前年同期の**指定業種**の原油等の平均仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑥ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近1か月の売上原価のわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑦ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（仕入帳、試算表、売上台帳等）
- ⑧ 直近の確定申告書の写し
- ⑨ 許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑩ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、売上高等報告書に記入する各売上が確認できるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑤ 最近1か月間及び前年同期の**指定業種**の原油等の平均仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑥ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近1か月の売上原価のわかるもの（領収書、納品書の写し等）
- ⑦ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（仕入帳、試算表、売上台帳等）
- ⑧ 直近の決算書（申告書）の写し
- ⑨ 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑩ 許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑪ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】 江南市役所 商工観光課 商工G

0587-54-1111（内線337）